

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社エコ・グリーンおこっぺ	北海道紋別郡興部町字秋里44番地

2 指名停止期間

林産物の売払

平成26年 4月 4日 ~ 平成26年 5月 3日 (1ヵ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、北海道森林管理局網走西部森林管理署西紋別支署と売買契約した立木販売個所(1218む林小班)と隣接する区域(1218り林小班)を、十分な事前の現地確認等を怠ったことから伐採区域と誤認し、立木53本を伐採した。

このことは「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(別表第1、第2関係)第12号(不正又は不誠実な行為)に該当する事実があるため。

参 考

物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領 (抜粋)

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 (第1、第2関係)	
措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】  
北海道森林管理局 経理課  
直 通：011-622-5214  
担当者：主計係 (内線307)